

gTLD等ドメイン名登録等に関する規則 (変更履歴付)	gTLD等ドメイン名登録等に関する規則 (整形版)	備考
<p>株式会社日本レジストリサービス 公開：2010年11月1日 改訂：2011年8月19日 改訂：2011年11月1日 改訂：2013年7月1日 改訂：2014年4月14日 改訂：2014年7月14日 改訂：2014年10月27日 改訂：2015年4月13日 改訂：2015年6月16日 改訂：2016年2月3日 改訂：2016年4月27日 実施：2016年6月20日 <u>改訂：2016年11月1日</u> <u>実施：2016年12月1日</u></p>	<p>株式会社日本レジストリサービス 公開：2010年11月1日 改訂：2011年8月19日 改訂：2011年11月1日 改訂：2013年7月1日 改訂：2014年4月14日 改訂：2014年7月14日 改訂：2014年10月27日 改訂：2015年4月13日 改訂：2015年6月16日 改訂：2016年2月3日 改訂：2016年4月27日</p> <p>改訂：2016年11月1日 実施：2016年12月1日</p>	<p>凡例： <u>赤字 (下線付き)</u> : 追加 青字 (取消線付き) : 削除</p> <p>改訂日・実施日を記載</p>
<p>gTLD等ドメイン名登録等に関する規則</p>	<p>gTLD等ドメイン名登録等に関する規則</p>	
<p>【中略】</p>	<p>【中略】</p>	
<p>第19条 (届け出)</p> <p>登録者は、登録原簿の記載事項について常に正確かつ最新に保つものとし、これに変更が生じた場合には、管理指定事業者を経由して、直ちに記載事項の変更を当社に届け出なければならない。</p> <p>2 当社は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p><u>2の2 登録者は、登録原簿の記載事項のうち、登録者名または登録者の電子メールアドレスについて変更を届け出た場合、当社がそのgTLD等ドメイン名をレジストラトランスファー禁止状態に設定しないことについてあらかじめ同意する。</u></p> <p>3 第5条第4項の定めにかかわらず、当社は、登録者に対し、少なくとも年1回、登録原簿に記載された登録者の電子メールアドレス宛に、登録情報の正確性、最新性に関する照会の通知を行う。登録者は、この通知受領後、直ちに照会事項に関する確認を行い、変更がある場合には記載事項の変更を届け出なければならない。</p>	<p>第19条 (届け出)</p> <p>登録者は、登録原簿の記載事項について常に正確かつ最新に保つものとし、これに変更が生じた場合には、管理指定事業者を経由して、直ちに記載事項の変更を当社に届け出なければならない。</p> <p>2 当社は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>2の2 登録者は、登録原簿の記載事項のうち、登録者名または登録者の電子メールアドレスについて変更を届け出た場合、当社がそのgTLD等ドメイン名をレジストラトランスファー禁止状態に設定しないことについてあらかじめ同意する。</p> <p>3 第5条第4項の定めにかかわらず、当社は、登録者に対し、少なくとも年1回、登録原簿に記載された登録者の電子メールアドレス宛に、登録情報の正確性、最新性に関する照会の通知を行う。登録者は、この通知受領後、直ちに照会事項に関する確認を行い、変更がある場合には記載事項の変更を届け出なければならない。</p>	<p>登録者名または登録者の電子メールアドレスを変更する場合、JPRSがトランスファーロックを設定しないことについて登録者は同意する旨を規定</p>
<p>【中略】</p>	<p>【中略】</p>	
<p>第26条 (gTLD等ドメイン名の移転登録)</p>	<p>第26条 (gTLD等ドメイン名の移転登録)</p>	

gTLD等ドメイン名登録等に関する規則（変更履歴付）	gTLD等ドメイン名登録等に関する規則（整形版）	備考
<p>登録者は、gTLD等ドメイン名の移転に関する登録者と第三者の合意がある場合、当社所定の方式によって申請を行い、gTLD等ドメイン名の移転登録をすることができる。当社は、別に定める確認を行ったうえ、gTLD等ドメイン名の移転登録処理を行う。<u>登録者は、当社による移転登録処理完了後、当社がそのgTLD等ドメイン名をレジストラランスファー禁止状態に設定しないことについてあらかじめ同意する。</u></p> <p>2 この規則に特別の定めがある場合を除き、そのgTLD等ドメイン名の移転を受ける第三者について登録不承認事由がある場合には、登録者はgTLD等ドメイン名の移転登録をすることができない。</p> <p>3 gTLD等ドメイン名の移転登録に関する細目は、当社が別に定める。</p> <p>第27条（紛争処理方針の裁定等によるgTLD等ドメイン名の移転登録）</p> <p>上位組織が認定する紛争処理機関（以下「認定紛争処理機関」という）で移転の裁定があり、当社がその裁定結果を受領した場合、当社は、紛争処理方針に従って、当社所定の方法によるgTLD等ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第2項の規定は適用しない。</p> <p>2 当社は、前項の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、<u>直ちにその受領から3営業日（当社の営業日をいう）以内に</u>、移転の登録をすべき日を認定紛争処理機関、紛争の当事者、管理指定事業者および紛争処理方針が定める者に通知する。</p> <p>3 gTLD等ドメイン名の移転、使用の差し止めその他の措置を命ずる適法な管轄を有する裁判所の判決・決定・命令・判断またはこれらに準じる文書の写しの提出があった場合、当社は、その文書に従って、当社所定の方法によりgTLD等ドメイン名の移転登録、取消その他当社が必要と認める措置をとることができる。</p> <p>【中略】</p> <p>第7章 登録の取消等</p> <p>第30条（登録の取消）</p> <p>次の各号の事由がある場合、当社は、gTLD等ドメイン名の登録の取り消し、またはgTLD等ドメイン名のネームサーバ設定一時解除を含み、これらに限定されない措置をとることができる。ただし、第3号および第5号の場合には、必ず取り消さなければならないものとする。</p> <p>(1) 当社所定の方式により、登録担当者から、登録の意思がないことを確認したとき</p> <p>(2) 登録者が第4条第1項の求めに応じずまたは第19条に定める義務に違反したとき</p> <p>(3) 登録されたgTLD等ドメイン名の使用の差し止めを命ずる適法な管轄を有す</p>	<p>登録者は、gTLD等ドメイン名の移転に関する登録者と第三者の合意がある場合、当社所定の方式によって申請を行い、gTLD等ドメイン名の移転登録をすることができる。当社は、別に定める確認を行ったうえ、gTLD等ドメイン名の移転登録処理を行う。登録者は、当社による移転登録処理完了後、当社がそのgTLD等ドメイン名をレジストラランスファー禁止状態に設定しないことについてあらかじめ同意する。</p> <p>2 この規則に特別の定めがある場合を除き、そのgTLD等ドメイン名の移転を受ける第三者について登録不承認事由がある場合には、登録者はgTLD等ドメイン名の移転登録をすることができない。</p> <p>3 gTLD等ドメイン名の移転登録に関する細目は、当社が別に定める。</p> <p>第27条（紛争処理方針の裁定等によるgTLD等ドメイン名の移転登録）</p> <p>上位組織が認定する紛争処理機関（以下「認定紛争処理機関」という）で移転の裁定があり、当社がその裁定結果を受領した場合、当社は、紛争処理方針に従って、当社所定の方法によるgTLD等ドメイン名の移転登録をする。この場合、前条第2項の規定は適用しない。</p> <p>2 当社は、前項の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、その受領から3営業日（当社の営業日をいう）以内に、移転の登録をすべき日を認定紛争処理機関、紛争の当事者、管理指定事業者および紛争処理方針が定める者に通知する。</p> <p>3 gTLD等ドメイン名の移転、使用の差し止めその他の措置を命ずる適法な管轄を有する裁判所の判決・決定・命令・判断またはこれらに準じる文書の写しの提出があった場合、当社は、その文書に従って、当社所定の方法によりgTLD等ドメイン名の移転登録、取消その他当社が必要と認める措置をとることができる。</p> <p>【中略】</p> <p>第7章 登録の取消等</p> <p>第30条（登録の取消）</p> <p>次の各号の事由がある場合、当社は、gTLD等ドメイン名の登録の取り消し、またはgTLD等ドメイン名のネームサーバ設定一時解除を含み、これらに限定されない措置をとることができる。ただし、第3号および第5号の場合には、必ず取り消さなければならないものとする。</p> <p>(1) 当社所定の方式により、登録担当者から、登録の意思がないことを確認したとき</p> <p>(2) 登録者が第4条第1項の求めに応じずまたは第19条に定める義務に違反したとき</p> <p>(3) 登録されたgTLD等ドメイン名の使用の差し止めを命ずる適法な管轄を有す</p>	<p>移転処理完了後、JPRSがトランスファーロックを設定しないことについて登録者は同意する旨を規定</p> <p>UDRP手続規則の改訂に伴う修正</p>

gTLD等ドメイン名登録等に関する規則（変更履歴付）	gTLD等ドメイン名登録等に関する規則（整形版）	備考
<p>る裁判所の判決・決定・命令・判断、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の写しの提出があったとき</p> <p>(4) そのgTLD等ドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき</p> <p>(5) 認定紛争処理機関にて取消の裁定があり、紛争処理方針に従って裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき</p> <p>(6) 登録申請に不備があり、または技術的要件に違反していることが判明したとき</p> <p>(7) gTLD等ドメイン名の登録申請に関する事項について事実と異なる事項があるとき</p> <p>(8) 当社が、その裁量により取消を相当と認めたとき</p> <p><u>2 当社は、前項第5号の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、その受領から3営業日（当社の営業日をいう）以内に、登録の取消をすべき日を認定紛争処理機関、紛争の当事者、管理指定事業者および紛争処理方針が定める者に通知する。</u></p> <p>【中略】</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この規則は、2010年11月1日から実施する。</p> <p>2 2011年8月19日公開の改訂は、2011年9月20日から実施する。</p> <p>3 2011年11月1日公開の改訂は、2011年12月19日から実施する。</p> <p>4 2013年7月1日公開の改訂は、2013年8月19日から実施する。</p> <p>5 2014年4月14日公開の改訂は、2014年4月20日から実施する。</p> <p>6 2014年7月14日公開の改訂は、2014年7月21日から実施する。</p> <p>7 前号の定めに関わらず、TOKYOドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2014年7月22日より開始する。</p> <p>8 附則第6号の定めに関わらず、YOKOHAMAドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2014年9月9日より開始する。</p> <p>9 2014年10月27日公開の改訂は、2014年11月3日から実施する。</p> <p>10 前号の定めに関わらず、RYUKYUドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2015年1月28日より開始する。</p> <p>11 2015年4月13日公開の改訂は、2015年4月19日から実施する。</p> <p>12 2015年6月16日公開の改訂は、2015年8月16日から実施する。</p> <p>13 2016年2月3日公開の改訂は、2016年2月10日から実施する。</p> <p>14 前号の定めに関わらず、コムドメイン名の優先アクセスプログラム（Priority Access Program）の取り扱いは2016年3月15日より、一般登録（General Availability）の取り扱いは2016年6月13日より開始する。ただし、レジストリの定める登録開始日に変更された場合、当社は変更後の登録</p>	<p>る裁判所の判決・決定・命令・判断、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の写しの提出があったとき</p> <p>(4) そのgTLD等ドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき</p> <p>(5) 認定紛争処理機関にて取消の裁定があり、紛争処理方針に従って裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき</p> <p>(6) 登録申請に不備があり、または技術的要件に違反していることが判明したとき</p> <p>(7) gTLD等ドメイン名の登録申請に関する事項について事実と異なる事項があるとき</p> <p>(8) 当社が、その裁量により取消を相当と認めたとき</p> <p>2 当社は、前項第5号の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、その受領から3営業日（当社の営業日をいう）以内に、登録の取消をすべき日を認定紛争処理機関、紛争の当事者、管理指定事業者および紛争処理方針が定める者に通知する。</p> <p>【中略】</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この規則は、2010年11月1日から実施する。</p> <p>2 2011年8月19日公開の改訂は、2011年9月20日から実施する。</p> <p>3 2011年11月1日公開の改訂は、2011年12月19日から実施する。</p> <p>4 2013年7月1日公開の改訂は、2013年8月19日から実施する。</p> <p>5 2014年4月14日公開の改訂は、2014年4月20日から実施する。</p> <p>6 2014年7月14日公開の改訂は、2014年7月21日から実施する。</p> <p>7 前号の定めに関わらず、TOKYOドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2014年7月22日より開始する。</p> <p>8 附則第6号の定めに関わらず、YOKOHAMAドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2014年9月9日より開始する。</p> <p>9 2014年10月27日公開の改訂は、2014年11月3日から実施する。</p> <p>10 前号の定めに関わらず、RYUKYUドメイン名の一般登録（General Availability）の取り扱いは、2015年1月28日より開始する。</p> <p>11 2015年4月13日公開の改訂は、2015年4月19日から実施する。</p> <p>12 2015年6月16日公開の改訂は、2015年8月16日から実施する。</p> <p>13 2016年2月3日公開の改訂は、2016年2月10日から実施する。</p> <p>14 前号の定めに関わらず、コムドメイン名の優先アクセスプログラム（Priority Access Program）の取り扱いは2016年3月15日より、一般登録（General Availability）の取り扱いは2016年6月13日より開始する。ただし、レジストリの定める登録開始日に変更された場合、当社は変更後の登録</p>	<p>UDRP手続規則の改訂に伴う修正</p>

gTLD等ドメイン名登録等に関する規則（変更履歴付）	gTLD等ドメイン名登録等に関する規則（整形版）	備考
<p>開始日に従って取り扱いを開始するものとする。</p> <p>15 2016年4月27日公開の改訂は、2016年6月20日から実施する。</p> <p><u>16 2016年11月1日公開の改訂は、2016年12月1日から実施する。</u></p> <hr/> <p>別表「gTLD等ドメイン名一覧」 【後略】</p>	<p>開始日に従って取り扱いを開始するものとする。</p> <p>15 2016年4月27日公開の改訂は、2016年6月20日から実施する。</p> <p>16 2016年11月1日公開の改訂は、2016年12月1日から実施する。</p> <hr/> <p>別表「gTLD等ドメイン名一覧」 【後略】</p>	<p>改訂日・実施日を記載</p>